

スポーツマネジメント研究所規程

(趣 旨)

第 1 条 大学院学則第 4 6 条に基づき、大学院にスポーツマネジメント研究所(Bunkyo Sports Management Center : BSMC、以下「研究所」という。)を置く。

(目 的)

第 2 条 研究所は、人体に関する各種データ収集・解析を行うことで保健医療分野を科学的にとらえるための研究をするとともに経営学的アプローチに基づいて地域住民や企業等とも連携してより実践的な研究をすることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 健康・スポーツに関する研修・講演、相談、面接、指導、計測サービス
- (2) スポーツコンディショニング、健康管理
- (3) 企業との提携による研究、開発

(構成員)

第 4 条 研究所に、所長 1 名、研究員および事務職員を置く。また、必要に応じて副所長 1 名、専任研究員を置くことができる。

2 研究所に、研究活動遂行のために非常勤講師を置くことができる。

(所長)

第 5 条 所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

- 2 所長は、理事長がこれを任命する。
- 3 所長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(副所長)

第 6 条 副所長は、所長を補佐し、所長が職務の遂行に支障をきたしたときは、その職務を代行する。

- 2 副所長は、所長の推薦により、理事長がこれを任命する。
- 3 副所長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(教員研究員)

第 7 条 研究員は、研究所の計画に基づき、研究、調査、その他研究所の活動に従事する。

- 2 研究員は、本学の教員が兼任するものとし、所長の推薦により学長がこれを任命する。
- 3 研究員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(専任研究員)

第 8 条 専任研究員は、第 3 条記載の活動目的を遂行するため本学園教員以外の適任者の中から所長が推薦し、学長の承認を経て理事長がこれを任命する。

(事務職員)

第 9 条 事務職員は、所長の命令を受け、研究所の事務のほか関係施設・機器の操作および管理に従事する。

(非常勤講師)

第 10 条 非常勤講師は、研究所の目的達成のために必要な実験に従事する。

- 2 非常勤講師は、所長が必要と認めた者にこれを委嘱することができるものとし、第 1 1 条に定める委員会の議を経て、学長の承認を経て理事長がこれを任命する。
- 3 非常勤講師の任期は、1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(設 置)

第11条 研究所に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委 員)

第12条 委員会の委員は、所長、副所長および所長より委嘱された研究員、専任研究員で組織する。ただし、学園が指名した、併設高等学校・中学校の教員を委員に加えることができる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審 議)

第13条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究所の基本方針に関する事項
- (2) 活動計画および研究所の運営に関する重要な事項
- (3) 非常勤講師の推薦に関する事項
- (4) その他研究所が必要と認める事項

2 委員会は、所長がこれを召集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席を成立する。

4 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

5 委員会は、必要に応じて第4条の構成員その他必要と認める者を委員会に出席させ発言を求めることができる。

(改 正)

第14条 本規程の改正は、研究科委員会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。